

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年10月16日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2500163号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第2500065号

第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA小学校における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②及び③について、請求者のB高等学校（現在は、C高等学校）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和62年4月1日から昭和63年1月1日まで
② 昭和63年2月16日から同年4月1日まで
③ 昭和63年4月1日から同年9月1日まで

請求期間①については、A小学校に勤務していたにもかかわらず、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

請求期間②及び③については、B高等学校に昭和63年2月16日から勤務していたにもかかわらず、同校における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和63年9月1日とされ、当該期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

いずれの請求期間においても臨時任用の常勤養護教諭として勤務していたので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者から提出された在職証明書により、請求者は、当該期間のうち、昭和62年4月1日から同年8月29日までの期間及び同年9月1日から同年12月28日までの期間にA小学校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A小学校が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、D県の担当者（以下「担当者」という。）は、請求期間①当時にA小学校に勤務していた臨時任用の教諭を厚生年金保険に加入させるのであれば、E事務所で加入させることになる旨回答しているが、同事務所は、F出張所として昭和63年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間①においては適用事業所となっていない。

さらに、F出張所において昭和63年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の者に照会し、このうちの一人が昭和62年4月から小学校の講師として勤務していた旨回答しているところ、オンライン記録により、この者は、同年4月から昭和63年3月までの期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

加えて、E事務所の所長は、請求者の給与から請求期間①に係る厚生年金保険料を控除したか否か不明である旨回答しており、担当者も賃金台帳などの資料は保管しておらず、請求者の給与から当該期間に係る厚生年金保険料を控除したか否か不明である旨回答している。

2 請求期間②及び③について、請求者から提出された在職証明書により、請求者は、請求期間②のうちの昭和63年2月16日から同年3月30日までの期間及び請求期間③のうちの同年4月1日から同年8月30日までの期間にB高等学校に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B高等学校は、昭和63年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、請求期間②においては適用事業所となっていない。

また、担当者は、賃金台帳等の資料は保管しておらず、請求者の給与から請求期間②及び③に係る厚生年金保険料を控除したか否か不明である旨回答している。

さらに、B高等学校において昭和63年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した複数の者に照会したものの、請求期間②及び③の同校における社会保険加入の取扱いについて知っている者はおらず、具体的な回答を得ることができない。

3 請求者は、請求期間①、②及び③に係る給与明細書などの資料を保有していない旨回答している。

このほか、請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情がない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。